

「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査」の結果を踏まえた消費者安全調査委員会からの再意見に対する対応について（第2回フォローアップ）

令和2年3月

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
スポーツ庁政策課学校体育室
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課

1. プール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について、前回の文書による御回答（平成31年1月）以降の取組について御教示ください。
2. 平成31年4月25日の関係行政機関ヒアリングにおける御回答によると、平成28年3月に出された「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の改善・改訂はまだ行われていないとのことでした。必要な時期に幼稚園等の取組の状況を把握し、それを踏まえてガイドラインを見直すなどして、適切な取組が行われるようにすべきとの意見への対応状況及び今後の予定について御教示ください。
3. プール活動・水遊びを行う場合、水の外で監視に専念する人員を配置すべきこと等は、通知やガイドラインに明記されていますが、これまで出された多数の通知やガイドラインの内容が実際にプール活動・水遊びに関わる現場の職員等に届き、実行に移されるための工夫があれば御教示ください。
4. 平成26年6月20日付消安委第50号「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」における（1）②「監視を行う際に見落としがちなリスク等の事前教育」に関し、幼稚園等がプール活動・水遊びに関わる職員に対する事前教育を効果的に行うことができるよう、園長に対する研修を実施する、プール活動・水遊びに関わる職員が専門家から学ぶ機会を設ける、マニュアル・チェックシート、危険予知トレーニングツール、事故事例紹介、DVDや動画等の必要な資料を提供するなど、必要な取組を行うことについて、地方公共団体における取組を把握されていれば御教示ください。
5. 同上「意見」における（1）③「心肺蘇生を始めとした応急手当等の教育」に関し、子供の特性を踏まえたものとなるよう、研修の実施、専門家の派遣、実施機関に関する情報提供など、必要な取組を行うこと（1.（3））について、地方公共団体の取組を把握されていれば御教示ください。

6. 教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議（以下「有識者会議」という。）では、プール事故について今後、問題として位置付け、取り上げる予定はありますか。
7. 内閣府が開催する「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証実施等自治体による情報共有会議（以下「情報共有会議」という。）において、プール事故がテーマとして取り上げられた例がありましたら、御教示ください。
8. 自治体から報告された事故は、内閣府において集約・データベース化され、プール活動・水遊びにおける重大事故も含めて、「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」で公表されています。類似事故の再発防止のために、他の園でも情報を共有できる仕組みが必要だと思われませんが、キーワードでの検索ができるようにする等、データベースの改善等の計画はありますか。
9. 重大事故以外の事故及びヒヤリハットの情報を収集・蓄積する仕組みの検討状況について、把握していれば、御教示ください。

【回答】

1. プール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について、前回の文書による御回答（平成31年1月）以降の取組について御教示ください。

⇒ 平成31年1月以降の幼稚園等でのプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止については、平成26年以降、毎年、プール活動・水遊びが行われる時期の前に、以下の通知等を各都道府県等宛て発出し、注意喚起を行うとともに、併せて関係団体にも周知している。また、令和元年8月に有識者会議において、「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告（令和元年）」を取りまとめ、事故件数の把握や事故の要因分析を行い、その内容について各都道府県等に対して周知したところである。

○教育・保育施設等 においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（令和元年6月14日府子本第107号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当、認定子ども園担当）、元初幼教第6号文部科学省幼児教育課長、スポーツ庁政策課学校体育室長、子少発0614第1号厚生労働省子ども家庭局少子化総合対策室長、子保発0614第1号厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知）

○水泳等の事故防止について（平成31年4月23日31ス庁第82号スポーツ庁次長通知）また、各府省が実施する全国会議や研修会等及び関係団体が行う研修会などにおいて、事故防止に関する取組について、その周知徹底を図っているところである。

2. 平成 31 年 4 月 25 日の関係行政機関ヒアリングにおける御回答によると、平成 28 年 3 月に出された「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の改善・改訂はまだ行われていないとのことでした。必要な時期に幼稚園等の取組の状況を把握し、それを踏まえてガイドラインを見直すなどして、適切な取組が行われるようにすべきとの意見への対応状況及び今後の予定について御教示ください。

⇒ 有識者会議は、平成 28 年 4 月に設置され、「事故防止及び発生時の対応のためのガイドライン等の改善」を主な検討課題の 1 つとして、現在までに 12 回開催されている。有識者会議においては、教育・保育施設等における死亡事故等の検証報告を実施した自治体からヒアリングを行っているが、事故事例の状況を見ると、依然として過去に発生した事故と同様の状況で事故が発生していることが見受けられることから、ガイドラインの内容についてあらゆる機会を通じて周知徹底を図ることが必要であると考えている。そのため、平成 28 年にはガイドラインの周知徹底通知を都道府県等に発出し、有識者会議年次報告を平成 30 年及び令和元年に取りまとめた。

ガイドラインについては、これらの再検証やヒアリングを通じて、新たな知見が蓄積し、また教育・保育施設等における事故の発生状況等に新しい傾向が認められる場合に、専門家や教育・保育関係者の協力を得ながら改善・改訂を検討する必要があると考えている。

3. プール活動・水遊びを行う場合、水の外で監視に専念する人員を配置すべきこと等は、通知やガイドラインに明記されていますが、これまで出された多数の通知やガイドラインの内容が実際にプール活動・水遊びに関わる現場の職員等に届き、実行に移されるための工夫があれば御教示ください。

⇒ 教育・保育施設等における事故防止・事故発生時のためのガイドラインの周知徹底について(平成 28 年 10 月 5 日事務連絡)ではプール活動・水遊び等での注意点が簡易にわかるように、施設内への掲示や職員に配布するためのミニポスター及びパンフレットを作成し配布した。また、教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告(平成 30 年 7 月及び令和元年 8 月)においても、同様のミニポスターや自治体における事後的な検証により、再発防止策として事故防止マニュアルを作成した参考例を配布している。

4. 平成 26 年 6 月 20 日付消安委第 50 号「消費者安全法第 33 条の規定に基づく意見」における(1)②「監視を行う際に見落としがちなリスク等の事前教育」に関し、幼稚園等がプール活動・水遊びに関わる職員に対する事前教育を効果的に行うことができるよう、園長に対する研修を実施する、プール活動・水遊びに関わる職員が専門家から学ぶ機会を設ける、マニュアル・チェックシート、危険予知トレーニングツール、事故事例紹介、DVD や動画等の必要な資料を提供するなど、必要な取組を行うことについて、地方公共団体におけ

る取組を把握されていれば御教示ください。

⇒ 教育・保育施設等でのプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止については、平成 26 年 10 月以降、毎年、プール活動・水遊びが行われる時期の前に、各都道府県等宛てに通知等を発出し、注意喚起を行うとともに、併せて関係団体にも周知しているところ。

教育・保育事業の実施主体は地方公共団体であり、これらの通知等は技術的助言として発出しているものであることから、この件について地方公共団体の取組は把握していない。

5. 同上「意見」における（１）③「心肺蘇生を始めとした応急手当等の教育」に関し、子供の特性を踏まえたものとなるよう、研修の実施、専門家の派遣、実施機関に関する情報提供など、必要な取組を行うこと（１．（３））について、地方公共団体の取組を把握されていれば御教示ください。

⇒ 教育・保育施設等でのプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止については、平成 26 年 10 月以降、毎年、プール活動・水遊びが行われる時期の前に、各都道府県等宛てに通知等を発出し、注意喚起を行うとともに、併せて関係団体にも周知しているところ。

教育・保育事業の実施主体は地方公共団体であり、これらの通知等は技術的助言として発出しているものであることから、この件について地方公共団体の取組は把握していない。

6. 教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議（以下「有識者会議」という。）では、プール事故について今後、問題として位置付け、取り上げる予定はありますか。

⇒ 有識者会議は平成 28 年 4 月に設置され、現在までに 12 回開催し、教育・保育施設等における死亡事故等の検証報告について、検証実施自治体からヒアリングを行っている。プール事故についてはこれまでに 2 件検証報告書が提出され、検証実施自治体からヒアリングを行ったところ。今後も、プール事故に係る重大事故案件が発生した場合は、同様に取り扱う予定である。

7. 内閣府が開催する「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証実施等自治体による情報共有会議（以下「情報共有会議」という。）において、プール事故がテーマとして取り上げられた例がありましたら、御教示ください。

⇒ 情報共有会議は、重大事故が発生し、検証委員会を実施中または今後実施する予定の自治体が出席し、各自治体における検証の実施状況、検証実施における問題点の共有や必要な意見交換を通して、検証委員会の効果的、効率的な運営に資するものである。そのため、プール事故に限らず、様々な重大事故に関する検証を取り扱っており、今後も定期的に関催する予定である。

8. 自治体から報告された事故は、内閣府において集約・データベース化され、プール活動・水遊びにおける重大事故も含めて、「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」で公表されています。類似事故の再発防止のために、他の園でも情報を共有できる仕組みが必要だと思われませんが、キーワードでの検索ができるようにする等、データベースの改善等の計画はありますか。

⇒ 教育・保育施設における事故情報データベースは、平成 29 年度から、データを活用しやすくするために様式の変更を行った。その際、検索やクロス集計を容易にするため、データベースにおける多くの項目について、あらかじめ設定された選択肢から選択する仕組みとし、Excel 版データの公表も行っている。プール活動・水遊びについては、「発生時状況」の項目に「水遊び・プール活動中」の選択肢を設けている。

事故報告、事故情報データベースの充実是有識者会議の主な検討課題であり、今後とも有識者会議における検討状況も踏まえて、充実させてまいりたい。

9. 重大事故以外の事故及びヒヤリハットの情報を収集・蓄積する仕組みの検討状況について、把握していれば、御教示ください。

⇒ 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会中間とりまとめ（平成 26 年 11 月）において、国への報告対象とする重大事故の範囲は、死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）とされた。このため、重大事故以外の事故について国への報告を求める検討は現在していない。

なお、ヒヤリハットまで報告義務をかけた場合、自治体及び施設、事業所の負担が相当大きくなるものと考えている。